

測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領の改正案の概要について

平成 20 年 2 月 21 日

国土交通省国土地理院

1. 趣旨

平成 19 年 5 月に成立した測量法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 55 号）の施行に伴い、基本測量の測量成果（以下「基本測量成果」という。）の複製の承認に関する基準及びその取扱いを定めた「測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領」（平成 11 年国地達第 7 号。以下「要領」という。）の改正を行うものです。

なお、改正後の要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとします。

2. 改正案の概要

測量法（以下「法」という。）第 29 条に規定する基本測量成果の複製の承認に関する基準及びその取扱いを明確化するため、要領を改正し、以下の事項を規定することとします。

- ① 法第 29 条に規定する「測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置」には、次に掲げるものが該当するものとする

ただし、刊行物等に内容を補足するために、少量の地図等を補助的に挿入するものを除く。

ア 測量を実施する者に対して、測量成果を提供するために複製するもの

イ 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製した測量成果及びそれを含む情報を書籍、パンフレット又はシーディ・ロムその他のもので発行し、不特定多数の者が入手できる状態に置くもの

ウ 電気通信回線を通じてインターネット又は電子メールその他の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表し、不特定多数の者がそれらを閲覧又は入手できる状態に置くもの

- ② 国土地理院の長は、基本測量成果を複製しようとする者から申請があったときは、申請内容に不備がある場合又は次のいずれかに該当する場合を除き、承認するもの

とすること

ア 複製しようとする基本測量成果に対し、何ら手を加えずに全く同一のものを作成する目的で複製しようとするもの又は法第27条第2項に規定する国土交通大臣が行う刊行若しくは電磁的方法による提供を害するおそれがあると認められるもの

ただし、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第3項に規定する基盤地図情報（以下「基盤地図情報」という。）を複製しようとする場合は、この限りではない。

イ 偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの

ウ 公の秩序若しくは善良な風俗に反する目的又は犯罪行為その他違法な行為に用いる目的で複製することが明らかなもの

エ 申請された複製の目的に照らし、適切でない基本測量成果を複製するもの

オ 複製の作業方法が不適切で、測量成果としての精度が確保されないもの

カ 上記アからオまでに掲げるもののほか、国土地理院の長が特に必要と認めるもの

③ 国土地理院の長は、承認に際し、次に掲げる条件を付することができるものとする

ア 承認を受けて基本測量成果を複製した旨及び承認番号を複製された成果（以下「複製品」という。）に記載すること

イ 複製品を作成したときは、速やかに当該複製品を国土地理院の長に提出すること

ウ 複製品をホームページに掲載して公表したときは、速やかに当該ホームページアドレスを電子メールその他の方法により国土地理院の長に報告すること

エ 上記アからウまでに掲げるもののほか、国土地理院の長が必要と認める事項

④ 国土地理院の長は、承認を受けた者に対し、承認に係る複製品に関して報告を求めることができるものとする

⑤ 承認を受けた者以外の者が承認を受けた者の複製品を複製しようとするときは、法第29条の適用を受けるものとする

⑥ 承認を受けた者が当該承認の取消しを求めようとするときは、速やかに国土地理院の長に届け出るものとする

⑦ 国土地理院の長は、承認を受けた者について次のいずれかに該当するときは、その承認を取消することができるものとする

ア 承認後に②のアからカに掲げるもののいずれかに該当することが判明したとき

イ 承認に付した条件に従わなかったとき

⑧ 次のいずれかに該当するものは、これを測量を実施する行為とみなし、法第30条の規定に基づいて処理すべきものとする

ア 基本測量成果を複製した者が、複製した測量成果を測量に用いるもの

イ 基本測量成果に対し、大量の情報の付加若しくは削除又は著しい表現方法の変更等を伴うものであって、新たに作成される測量成果が基本測量成果とは別種の測量成果と判断されるもの